

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン コウノイケフクシカイ					
法人名	社会福祉法人鴻池福祉会					
法人所在地	〒	578-0963				
	大阪府東大阪市新庄四丁目4番26号					
フリガナ	理事長					
書類作成担当者	胡中美弥子					
連絡先	電話番号	072-966-6020	FAX番号	072-940-7155	E-mail	fureaikb@agate.plala.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式のアレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

I 福祉・介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること

II 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1)福祉・介護職員処遇改善加算のみ計画する場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 4 年度処遇改善加算の見込額		4,017,348	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	6,113,340	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)		39,000,000	円
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		32,886,660	円
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額		39,306,284	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		5,178,031	円
(ウ)前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)		1,241,593	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			円
⑤ 賃金改善実施期間	令和	年	月 ~ 令和
			年
			月

要件 I

○

【記入上の注意】

・ 処遇改善加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)口、5の記載は不要である。

・ (1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の福祉・介護職員の賃金の総額」には、福祉・介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができ、(1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(1)④ i)の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの交付金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。)

※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。

・ (1)④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)

・ (1)④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分																											
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり																										
③ 特定加算の算定対象月																											
④ 令和 4 年度特定加算の見込額(g)			1,626,036 円																								
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は④欄の額を上回る)		6,739,376 円																								
<table border="1"> <tr> <td>i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)</td> <td colspan="2"></td> <td>39,626,036 円</td> </tr> <tr> <td>ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)</td> <td colspan="2"></td> <td>32,886,660 円</td> </tr> <tr> <td>(ア)前年度の賃金の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>39,306,284 円</td> </tr> <tr> <td>(イ)前年度の処遇改善加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>5,178,031 円</td> </tr> <tr> <td>(ウ)前年度の特定加算の総額</td> <td colspan="2"></td> <td>1,241,593 円</td> </tr> <tr> <td>(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額</td> <td colspan="2"></td> <td>円</td> </tr> </table>				i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			39,626,036 円	ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			32,886,660 円	(ア)前年度の賃金の総額			39,306,284 円	(イ)前年度の処遇改善加算の総額			5,178,031 円	(ウ)前年度の特定加算の総額			1,241,593 円	(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			39,626,036 円																								
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			32,886,660 円																								
(ア)前年度の賃金の総額			39,306,284 円																								
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			5,178,031 円																								
(ウ)前年度の特定加算の総額			1,241,593 円																								
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			円																								
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)																								
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	22,405,754 円	10,480,906 円	円																								
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	12.0 人	9.6 人	人																								
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	1.0 人	0.8 人	人																								
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	1,867,146 円	1,091,761 円	円																								
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	○ (A)のみ実施 (0 円)	0 円 (0 円)																									
	● (A)及び(B)を実施 (1,568,009 円)	100,001 円 (1,200,012 円)	38,333 円 (367,997 円)																								
	○ (A)(B)(C)全て実施 (#DIV/0! 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)																							
	○ 上記以外の方法で実施 (0 円)	円 (0 円)	円 (0 円)	円 (0 円)																							
	月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	2 人(見込)																									
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)																											
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()																											
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 (12 か月)																										

【記入上の注意】

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善臨時特例交付金及び令和4年度新加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(令和4年度新加算を取得する意向のある事業所は、(2)⑥ i)の額には、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの期間に同加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。その際、当該改善見込額は、1月あたりの補助金の平均見込額に、同加算を取得する月数を乗じることによって算出すること。) ※1月あたりの交付金の平均見込額は、(参考)交付金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、交付金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、交付金を取得せず、令和4年度新加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に交付金を取得する場合の1月あたりの交付金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑤ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑥ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 法人内研修として外部講師による研修会を年1回から2回実施する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>○実務経験が3年以上の福祉・介護職員に対し、実務者研修の受講費用として、上限5万円を支給 ○資格取得のための実習を研修扱いとし給与を全額支給する。</p>
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<p><input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 8 日 法人名 社会福祉法人鴻池福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 胡中 美弥子

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人鴻池福祉会

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 4,017,348

障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](a)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算				
		都道府県	市区町村				新規・継続の 別	① 算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算の区分	加算 率 (b)	② 算定対象月(c)	③ 福祉・介護職 員処遇改善加 算の見込額 (a×b×c) [円]
12715001919	東大阪市	大阪府	東大阪市	ふれあい工房	就労継続支援B型	2,716,115	継続	加算 I	5.4%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,760,040
22715001919	東大阪市	大阪府	東大阪市	ふれあい工房	自立訓練(生活訓練)	1,041,691	継続	加算 I	6.7%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	837,516
32715006678	東大阪市	大阪府	東大阪市	Win-Win	就労継続支援B型	1,507,518	継続	加算 I	5.4%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	976,860
42715006678	東大阪市	大阪府	東大阪市	Win-Win	自立訓練(生活訓練)	550,922	継続	加算 I	6.7%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	442,932
5										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
6										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
7										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
8										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
9										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
10										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
11										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
12										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
13										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
14										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
15										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
16										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
17										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
18										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
19										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
20										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	

別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人鴻池福祉会

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 1,626,036

1	2	7	1	5	0	0	1	9	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処遇改善加算等を除いた)障害福祉サービス等報酬総額[円](a)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算				(4)福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額(a×d×e)[円]	
										都道府県	市区町村				新規・継続の別	(1)		(3)		
																算定する福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分	加算率(d)			配置等要件
1	2	7	1	5	0	0	1	9	東大阪市	大阪府	東大阪市	ふれあい工房	就労継続支援B型	2,716,115	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 4 年 4 月~令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	554,076
2	2	7	1	5	0	0	1	9	東大阪市	大阪府	東大阪市	ふれあい工房	自立訓練(生活訓練)	1,041,691	継続	特定加算 I	4.0%	福祉専門職員配置等加算	令和 4 年 4 月~令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	500,004
3	2	7	1	5	0	0	6	7	8	東大阪市	大阪府	東大阪市	Win-Win	1,507,518	継続	特定加算 I	1.7%	福祉専門職員配置等加算	令和 4 年 4 月~令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	307,524
4	2	7	1	5	0	0	6	7	8	東大阪市	大阪府	東大阪市	Win-Win	550,922	継続	特定加算 I	4.0%	福祉専門職員配置等加算	令和 4 年 4 月~令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	264,432
5																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
6																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
7																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
8																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
9																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
10																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
11																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
12																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
13																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
14																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
15																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
16																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
17																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
18																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
19																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	
20																			令和 年 月~令和 年 月 (ヶ月)	

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書

1 基本情報

Table with 7 rows and 6 columns containing organizational information:フリガナ, 法人名, 法人所在地, フリガナ, 書類作成担当者, 連絡先.

2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

Main calculation table with 4 main rows and multiple columns for amounts and percentages. Includes checkboxes for '要件 I' and '要件 II'.

【記入上の注意】

- ・ ② i) 「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
・ ② i) 及び ② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

Table for wage improvement items and methods, including checkboxes for 'ベースアップ等' and 'その他', and a section for '具体的な取組内容'.

